

## むつみ造園土木株式会社 一般事業主行動計画

むつみ造園土木株式会社は、職員が仕事と子育てを両立させることができ、全職員が働きやすい雇用環境整備を行なうとともに、次世代育成支援について地域へ貢献する企業となるため、次のよう行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 22 年 8 月 25 日から平成 25 年 5 月 31 日までの 2 年 9 ヶ月間

2. 内 容

目標 1 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制を整備する。

[対策]

- 平成 22 年 8 月 25 日から 12 月 31 日まで、効果的实施、設置、対処方法等について準備（情報収集、検討等）を行なう。
- 平成 23 年 1 月から随時、部署打合せ、朝礼、社内研修会及びリーフレットの配布等により情報提供を行なう。
- 年 2 回重点周知期間を設ける。

目標 2 子どもが生まれた際の父親の休暇制度（特別有給休暇）を設置する。

[対策]

- 平成 22 年 8 月 25 日から、子どもが生まれた際の父親の休暇制度（特別有給休暇）を設置する。
- 付与日数は 3 日間とする。但し多胎児のばあいは 10 日間とする。
- その旨を関係規約に定める。

目標 3 法定（育児・介護休業法）の子の看護休暇制度を上回る対策を講じる。

[対策]

- 半日単位で取得できることとする。
- 年 6 日の付与とする（無給）。
- その旨を関係規約に定める。

目標 4 育児介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。

[対策]

- 平成 22 年 8 月 25 日から 12 月 31 日まで、効果的实施、設置、対処方法等について準備（情報収集、検討等）を行なう。
- 平成 23 年 1 月から随時、部署打合せ、朝礼、社内研修会及びリーフレットの配布等により情報提供を行なう。
- 年 2 回重点周知期間を設ける。

目標 5 計画期間内に若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供とトライアル雇用の促進。

[対策]

- 平成 22 年度から随時依頼がある場合は積極的に引き受ける。